明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別記第三十一号の二様式の次に次の様式を加える。

別記第三十一号の三様式（第二十条，第四十四条関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏名	
国籍	

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第２号　　の規定に基づき，同号　　に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは，日本工業規格A列５番又はA列６番とする。